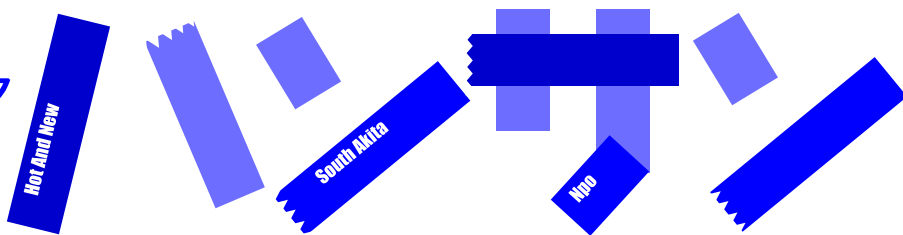


県南のNPOを情報でつなく、ささえる。

秋田県ボランティア NPO 活動ニュース

「県南版」



- P2活動ウォッチング
田沢湖RCフライングクラブ
- P3NPOの基礎知識
NPO法人設立後の義務
- P4秋田県南 NPO センターより
NPOの信頼性が問われている

今月の表紙

「南部ハーモニープラザまつり」

9月14日、横手市の南部男女共同参画センターで「第18回南部ハーモニープラザまつり2019」が開催され、同センターを利用している団体による活動紹介などが行われました。この企画は、団体の交流促進と、男女共同参画意識の普及啓発のために毎年実施されているものです。参加団体からは「普段は交流する機会の少ない団体の活動を知ることができた」「楽しみながら、今後の活動について考えるきっかけになった」との感想がありました。

(小山留理子)

10

November 2019

Vol.146

南部ハーモニープラザまつり



活動ウォッチング

THEME_ボランティア/NPO

趣味の活動から地域貢献へ

DATA_団体情報

田沢湖RCフライングクラブ

代表/田村 清一さん

連絡先/TEL 090-1492-7054

趣味がつかない仲間輪

今、仙北市に全国から注目が集まっています。2015年に「国家戦略特区（地方創生特区・近未来技術実証特区）」、2018年には「SDGs未来都市」に選定され、ドローンや自動運転に関する実証実験、IoT^{*1}や水素エネルギーに関する取り組みなどを推進しています。取り組みからは、人口減少とグローバル化が進む中での同市の目指す姿や、実現にあたりドローン等の先進技術を有効活用しようという姿勢が伝わります。

この仙北市に、40年以上前から無線操縦機を飛ばしている人たちがいます。ラジコンやドローンなどの無線操縦機を趣味とする田沢湖RCフライングクラブ^{*2}のみなさんです。「技術向上のために仲間同士で情報交換する集まりだったんです」と話すのは代表の田村清一さん。平成10年の設立当時は5名だった会員は現在、同市を中心に20名に増え、その活動は趣味の領域を超えてきています。

感謝が新たな生きがい

ドローン活用の可能性が増し、同団体には、地域から様々な依頼が寄せられています。田村さんが「またやりたい」と熱く語るのは、企業から依頼を受けて開催した空撮写真展です。田んぼアートや秋



田内陸縦貫鉄道、角館の桜など地域資源を題材とした写真が多く、「たくさんの人に見ただけで嬉しかった」と田村さんは言います。2016年には、仙北市から依頼を受けてドローンによる図書の配送実験に協力。2018年には新聞配達を行う地元企業からの依頼で新聞の配送実験にも協力しました。

ドローンの有効性が理解されるようになり、2018年には同市と「災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定」を締結。災害訓練に参加し、ドローンに備え付けたスピーカーから孤立した被災者に情報を届ける音声実験を行ったそうです。

「好きなことで人の役に立てることは幸せなことです。廃校予定の学校で児童による人文字の撮影に協力し、写真をお渡しした時は喜んでもらえて本当に嬉しかった」と田村さん。活動は天候に左右されるため不安で眠れないこともあるそうですが、それでも依頼を受け続けるのは依頼者や空撮した写真を見た方の喜びがあるからに違いないと感じました。

*1 IoT 窓の戸締りをスマートフォンで確認したり、自動販売機を監視カメラ機能をつけて犯罪を防いだりと、従来のインターネットに接続されていなかった様々なものをネットにつなげることで、遠隔操作や管理ができる仕組み。
*2 田沢湖RCフライングクラブ「RC」は「ラジオコントロール（ラジコン）」の略。



高校生が考える SDGs×田沢湖RCフライングクラブ

当団体の活動はSDGsの次の目標にあてはまると考えました。

■目標 11「住み続けられるまちづくりを」

ターゲット1「2030年までに、全ての人のための、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。」

■目標 15「陸の豊かさを守ろう」

ターゲット4「2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。」

ドローン活用によって地域の状況把握ができたり、物品の輸送ができたりすることは、山地の住民の暮らしの安全や、生活に不可欠なサービスを確保することに役立つと思いました。山地に人が住み続けられると、山の環境を守ることに繋がります。また、ドローンはガソリンを使用しないため、従来の輸送方法に比べると環境負荷も軽減できそうです。

取材を通して感じたこと

少子高齢化が進む秋田県において、ドローンを使用して新聞配達を行うことは有効な手段だと感じました。現在はまだ雨天では飛ばすことができないため、今すぐ実用化することは難しいかもしれませんが、できることから実行しているところが素晴らしいと思いました。

会員の中には、自作のドローンで農薬散布をしている方もいると聞きました。お話を伺って、遠い存在だったドローンの魅力を知ることができ、身近な最新技術として、活用したいと考えるようになりました。

(ライター：大曲農業高校2年 浅利華穂)



(編集：奥ちひろ)

※SDGs 持続可能な世界を実現するための17の目標(持続可能な開発目標)を達成する。2030年までの達成を目指す。

NPOの基礎知識

今月のテーマ

NPO法人設立後の義務

「NPO」という言葉はよく聞くけれど、
どういう意味なのか、どんな活動をしているのか。
何となく分かるけれど、よくわからない。

『ハンサン』の編集担当1年目の小山が
調べて学んで理解したことを
私と同じようにNPOをよく知らない方にも
分かるようにお伝えしていきます。

8月号では、NPO法人の設立方法について書きました。今回は、設立後に必要な手続きについて紹介します。

Q. NPO法人設立後、直ちにすることは何ですか？

- ①銀行口座を開設します(法務局からの法人の登記簿謄本と印鑑証明、法人の銀行印が必要)。
- ②事務所の所在地の県税事務所と市町村に「法人設立・事業所設置届出書」を提出します。「登記事項証明書(法務局が発行する現在事項全部証明書)」の写しと、定款の写しを添付してください(自宅を事務所として登記した場合も、事業所を設立したことになります)。

参考 URL) 県税事務所用の届出書

県HP(美の国あきたネット) ▶ 法人設立届出書 で検索

※市町村用の届出書は市町村HPで参照するか、税務担

当部署にお問い合わせください。

- ③収益事業をする場合は、税務署長あてに「収益事業開始届」を提出します。

参考 URL) 国税庁HP ▶ 収益事業開始届 で検索

- ④情報公開として次の書類を事務所に設置します。

- ・認証に関する書類の写し
- ・登記事項証明書の写し
- ・定款
- ・役員名簿
- ・財産目録

※事業年度終了後は、前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表なども備え置きます。

Q. 毎年必要な手続きは何ですか？

※定款や役員の変更、理事の住所や事務所の移転、法人の解散など、何らかの変更があった際は、随時手続きが必要となります。

NPO法人制度は、情報公開によって広く市民に知ってもらい、それを通じて監督され、支えられることを前提としています。そのため、NPO法人は情報公開が不可欠です。

また、法人格を取得すると、NPO法のほか税法や労働基準法などの法律を遵守しながら、自団体が定めた定款のルールに沿った運営をする必要があります。

市民による監督が前提とはいえ、法令違反などがあった場合は、所轄庁(秋田県)から報告を求められたり、立ち入り検査や改善措置を求められたり、場合によっては認証が取消されることがあります。

下記は、毎年の主な手続きの流れです(定款に定められたルールで運営するため、団体によって異なる場合があります)。

3月決算の団体の例

- ④事業報告書等を公開する。
- ③事務所に備え置く書類に、前年度の事業報告書等を追加する。
- ②貸借対照表の公告(総会終了後、速やかに)
※公示方法は定款を確認(「ハンサン」5月号参照)。
※法改正により、貸借対照表の公告をすることが義務となり、法務局への資産の変更登記は廃止となりました。
- ①所轄庁(秋田県)に報告書類提出(年度終了後3ヶ月以内)
事業報告書等提出書/事業報告書/活動計算書/貸借対照表/財産目録/役員名簿

6月

報告、情報公開

5月

通常総会の実施
法人税、消費税を申告(年度終了後2月以内)
税務署に法人確認、採択/今年度の事業計画書等
業計画書等
確認、採択/役員任命
業実施の場合
は赤字でも必要です)

4月

前年度の事業終了報告書類を作成
監査の実施
理事会の実施
前年度の事業報告書等の確認、修正/今年度の事業計画書等の確認、検討/通常総会提出書類決定/役員検討など

3月

前年度の事業終了

NPOの信頼性が問われている

「非営利組織のための『第三者組織評価』説明会」レポート

7月29日、「第三者組織評価」説明会を開催しました(特活)秋田県南NPOセンターと(一財)非営利組織評価センター(JCNE)の共催。講師はJCNEの山田泰久さんです。

■ なぜ、いま「組織評価」なのか

地域課題の多様化・複雑化とともに、市民活動団体の役割が拡大しています。一方、内閣府の「市民の社会貢献に関する実態調査」によると、非営利組織に不信感を抱く人は多いといえます。背景に、NPO法人による不祥事があった際の報道の取り上げ方も影響しているように思います。

これまで市民活動団体は、ミッションや活動内容、その成果に重きを置いてきた一面があると思います。ところが、このような背景から組織の継続性と資質が問われるようになってきています。団体を応援する寄付者や助成財団、パートナーとしての行政や企業が、市民活動団体のガバナンス(意思決定・合意形成のシステム)やコンプライアンス(法令遵守)をも重要視するようになってきたといえます。

市民活動団体は今、あらためて信頼される存在になるために自団体を見直していくことが求められています。そこでJCNEでは、非営利組織のための「第三者組織評価」を全国に広げようとしています。

■ 組織評価の詳細(「ベーシック評価」の場合)

対象 特定非営利活動法人(認定含む)、一般社団法人、一般財団法人のうち公益活動を行う非営利型の一般法人、公益法人、社会福祉法人 **評価手法** 自己評価に基づく書面評価 **評価基準** 法律や定款通りに運営を行っているという基礎部分を評価するもの23項目(雇用がない場合は20項目)

■ 「組織評価」を受けるメリット

① 組織運営の改善に役立つ

この評価は団体の「良い」「悪い」を判断するものではなく、第三者からの評価を通じて団体の信頼性を高め、活動を応援するために行うものです。そのため、評価を受け、十分にできていない部分があれば組織基盤強化に役立つ具体的なアドバイスを得ることができます。

② 信頼性のアピールができる

団体の組織運営そのものについては、なかなか対外的にアピールする機会がありません。第三者による組織評価を受けることで信頼性に関する担保が得られ、アピールできるようになります。

※より高度な視点で評価する「アドバンス評価」をクリアすると、情報発信媒体で使用できる「認証マーク」もあります。

■ 組織基盤を強化し、信頼性を高めよう

NPO法人は市民の信頼のもとに成り立つ組織です。活動によって成果をあげて社会的価値を高めても、組織運営がずさんでは確かな信頼は得られません。客観性が確保された組織評価を受け、その情報が社会に広く共有されることにより、団体と支援者との間により強い信頼の繋がりが生まれます。秋田県内での評価申請については南部市民活動サポートセンターがご相談に応じておりますので、お気軽にご相談ください。(八嶋英樹)

※JCNEのホームページでは、28都道府県91団体の「ベーシック評価」結果が公開されています(9月末現在)。

秋田県ボランティア・NPO活動ニュース県南版

ハンサン

2019年10月10日発行
10月号 VOL.146

発行：秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 TEL.018-860-1245

編集：特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター(南部市民活動サポートセンター)

〒013-0046 横手市神明町1-9

TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038

南部市民活動サポートセンター

【相談受付】月・火・水・金 9:00~18:00
土・日 9:00~17:00

【休館日】木曜日・年末年始(12/29~1/3)

〒013-0046 横手市神明1-9

TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038

E-mail:ssc7002@luck.ocn.ne.jp

http://www.akita-kenmin.jp/



編集スタッフの
つづやき VOL.06

協働推進事業担当
高橋 茂

横手市十字のゲストハウスが主催したトークイベント。クラウドファンディングを活用して新たなブランドを立ち上げ全国行脚するK氏の話が光った。“作業着”としてのジャケット。そんなものづくりの哲学に惚れて衝動買い。数日後にジャケットが届いた。袖を通したらなんと、丈も袖も肩も長すぎお腹周りはきつつきつ(笑) 苦情を伝えた。返ってきた答えは「高橋さんが満足するまでとことん修正させてください」だった。惚れ直した。このジャケット、主にNPO業務の時に着ている。